

こども家庭庁所管補助施設災害復旧費実地調査要領

令和6年5月28日
こ成事第490号-2
こ支総第52号-2

(最終改正)
令和7年12月26日
こ成事第650号-2
こ支総第302号-2

第1 趣旨

こども家庭庁所管の補助施設災害復旧費算定の基礎となる調査については、この要領の定めるところによる。

第2 調査の方法

- 1 こども家庭庁の調査に対して財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）が立会するものとする。
- 2 調査は、原則として実地にて行うものとするが、申請額が200万円未満の箇所又は止むを得ない理由により実地調査が困難である箇所については、現地福祉事務所等において机上にて調査を行うことができる。この場合には、写真、設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分に検討のうえ慎重に採否を決定するものとする。

第3 調査の対象

- 1 調査の対象は暴風、洪水、高潮、地震又はその他の異常な天然現象により被害を受けた別表1の施設であって、その内容は、建物、建物以外の工作物、土地及び設備に係る復旧事業とする。
- 2 建物については、次により取り扱う。
 - (1) 直接当該事業の実施に必要な建物についてのみ対象とする。従って、直接事業の実施に関係のない建物は調査の対象外となる。
 - (2) 暖房等のボイラー、エレベーターは、建物附属設備として調査の対象とする。
- 3 幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園の設備については、教材、教具、校具等を対象とする。ただし、幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園以外の施設にあつては、設備は調査対象外とする。

- 4 保育所（保育所型認定こども園を含む。）、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園及び小規模保育事業所以外の施設にあっては、土地は調査対象外とする。ただし、施設の運営に重大な支障を来す場合を除く。
- 5 工作物が施設整備の補助金の対象とならない施設にあっては、工作物は調査対象外とする。
- 6 第1項の「異常な天然現象」についての調査及び災害復旧事業採択の範囲については、公共土木施設災害復旧事業査定方針（昭和32年7月15日付建河発第351号）第2（災害原因の調査）及び第3（採択の範囲等）の第1項に準じて取り扱う。

第4 一箇所の定義

施設ごとに同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するものを一箇所として取り扱うものとする。

第5 適用除外

次の各号に掲げるものは適用除外とする。

- 1 一箇所の調査額が別表1の限度額未満のもの（別表1の複合施設の調査額が限度額未満の場合における複合施設内の保育所、幼保連携型認定こども園及び幼稚園型認定こども園については、別表1の交付要綱に定める施設の限度額未満のもの。）。
- 2 明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基因して生じたと認められる災害に係るもの。
- 3 著しく維持管理の義務を怠ったことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの。
- 4 災害復旧事業以外の事業の施行中に生じた災害に係るもの。
- 5 緊急に復旧しなければ執務上著しく支障があると認め難いもの。
 - （1）被災した建物、建物以外の工作物又は設備と同種のものに余裕のあるもの。
 - （2）当該年度に整備計画のあるもの。
 - （3）建物の補修の必要性はあるが緊急性に乏しいもの。
- 6 工作物及び土地で、当該施設を復旧しなくても、他の施設等に被害を及ぼすおそれのないもの又は業務上、治安上放置しても支障がないと認められるもの。
- 7 調査前着工を行ったもののうち写真等の資料により被災の事実の確認できないもの。

第6 建物の被害区分

建物復旧費算定の基礎となる被害区分は次のとおりとする。

- 1 全壊
建物の垂直支持材が折損し、屋根が地上に落下した程度以上で、使用不能の状態又は焼失、滅失した状態で、新築して復旧する必要のある状態にあるもの
- 2 半壊

建物の主要構造部（柱、梁桁、小屋組、基礎、土台等をいう。以下同じ。）が被災し、補強不可能のもので解体して復旧しなければならない状態にあるもの

3 大破

建物の主要構造部が被災し、補強して復旧することが可能な状態にあるもの

4 大破にいたらないもの

建物の主要構造部の一部又はそれ以外の部分が被災し、補修又は補強して復旧することが可能な状態にあるもの

第7 復旧費算出の原則

復旧費は、被災施設を原形に復旧するものとして算出することを原則とするが、原形に復旧することが不可能な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設をするものとして算出し、原形に復旧することが著しく困難であるか又は不適當である場合においては当該施設に代るべき必要な施設をするものとして算出する。

（原形復旧）

- 1 原形に復旧するとは、被災前の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧することをいう。

（原形復旧不可能）

- 2 原形に復旧することが不可能な場合において当該施設の従前の効用を復旧するための施設をするとは、次の各号に掲げる工事を施行することをいう。

（1）原形の判定が可能な場合

イ 原施設が被災し地形地盤の変動のため、その被災施設を原形に復旧することが不可能な場合において法長若しくは延長を増加し根継をし、陥没した沈下量をかさ上げし、基礎工法を変更する等形状若しくは寸法を変更して施行する工事又はこれに伴い材質を改良して施行する工事若しくは、排水工、山留工等を設けて施行する工事

ロ その他前号に掲げるものに類する工事

（2）原形の判定が不可能な場合

原施設が流失又は埋没したため、原形の判定が不可能な場合において被災地及びその附近の残存施設等を勘案し、被災後の状況に即応した工法により施行する工事

（原形復旧困難）

- 3 原形に復旧することが著しく困難な場合において当該施設に代るべき必要な施設をするとは、次の各号に掲げる工事を施行することをいう。

（1）原施設が被災し、地形地盤の変動のため、又はその被災施設の除却が困難なためその被災施設を原形に復旧することが著しく困難な場合において当該施設の従前の効用を復旧するため位置又は法線を変更して施行する工事又はこれに伴い形状若しくは寸法を変更し、若しくは材質を改良して施行する工事若しくは排水工、山留工等を設けて施行する工事

（2）その他前号に掲げるものに類する工事

(原形復旧不適當)

4 原形に復旧することが著しく不適當な場合において当該施設に代るべき必要な施設をすることは次の各号に掲げる工事を施行することをいう。

(1) 建物の新(改)築を必要とする場合

イ 防火地域、準防火地域にある被災施設を新(改)築しなければならない場合で建築基準法の規定により耐火構造として施行する工事

ロ 地形地盤の変動により被災施設を旧位置に復旧することが著しく不適當な場合において必要最小限度の位置の変更又は平面計画等の改訂をして施行する工事

ハ 被災施設の被災前の構造が著しく不經濟である場合において經濟的な構造により施行する工事

ニ 被災地域の特殊性に基づく構造改良の必要性から被災施設を原形復旧するよりも、立体化して土地使用の効率化を図るための必要最小限度の工事

ホ その他前各号に掲げるものに類する工事

(2) 建物の補修、工作物の復旧の場合

イ 主要構造部が折損し又は傾斜しその被災施設を原形に復旧することが著しく不適當な場合において添柱、方杖、バットレス、水平筋違、筋違等を補強して施行する工事

ロ 建築基準法その他建物保安上の諸法令の規定により被災施設を原形に復旧することが著しく不適當な場合において施行する必要最小限度の工事

ハ 被災施設が立地条件の悪化等により浸水被災し、原形に復旧することが著しく不適當な場合において木造床をコンクリート床とする等耐水工法で施行する必要最小限度の工事

ニ その他前各号に掲げるものに類する工事

(3) 土地の場合

イ 土地又は土地造成施設が被災し、地形地盤の変動等のためその被災施設を原形に復旧することが著しく不適當な場合において当該施設の従前の効用を復旧するため位置若しくは法線を変更し、形状若しくは寸法を変更し又は材質を改良して施行する必要最小限度の工事及び排水工、山留工等を設けて施行する工事

ロ 被災施設が地すべり崩壊等により著しく埋そく又は埋没したためその被災施設を原形に復旧することが著しく不適當な場合において当該施設の従前の効用を復旧するため土砂止等を設けて施行する工事

ハ その他前各号に掲げるものに類する工事

第8 経費の種目

経費の種目は本工事費、附帯工事費、応急仮工事費及び応急本工事費とする。

1 本工事費

事業の主体をなす施設の工事(工事に必要な仮設工事を含む。)の施行に直接必

要な労務費、材料費（材料の運搬費及び保管料を含む。）、用地費、補償費、土地の借料、機械器具損料及び営繕損料のほか諸経費（第9諸経費率）を含むものとする。

2 附帯工事費

本工事に附帯して設ける工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費（諸経費を含む。）とする。

3 応急仮工事費

復旧工事完了までに長期間を要する見込みの場合で、業務に支障をきたさないため等の理由により緊急に施行しなければならない応急仮工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費（諸経費を含む。）とする。

4 応急本工事費

緊急性を考慮し、やむを得ないと判断された場合で、調査を待たずに被災施設の復旧工事の一部又は全部を緊急的に実施する応急本工事に要する経費（諸経費を含む。）とする。

第9 諸経費率

本調査の対象となる復旧事業にかかる諸経費率は別表2のとおりとする。ただし、これにより難しい場合は、個別協議により諸経費を算出することができる。

また、保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業所及び幼稚園型認定こども園の土地復旧については、公共土木施設災害復旧工事に使用する率を使用する。

第10 単価及び歩掛り

調査額算出に用いる単価及び歩掛りは次による。

1 建物の新（改）築

官庁建物等災害復旧費実地調査要領（昭和47年6月6日付蔵計第1905号）において、毎年度指示される単価による。

2 補修等

（1）建物

単価は公共土木施設災害復旧事業費の当年災算定に使用する単価、歩掛りは毎年度指示される「公立学校施設災害復旧費歩掛表、単価表」に定められている歩掛りによる。

ただし、これにより難しい場合は現地適正単価による。

（2）土地

単価、歩掛りとも公共土木施設災害復旧事業費の当年災算定に使用する単価、歩掛りによる。

校庭、コート類の歩掛りについては毎年度指示される「公立学校施設災害復旧費歩掛表、単価表」の歩掛りによる。

ただし、上記のいずれにもより難しい場合は現地適正単価による。

（3）工作物

単価、歩掛りとも公共土木施設災害復旧事業費の当年災算定に使用する単価、歩掛りによる。

ただし、これにより難しい場合は現地適正単価による。

(4) 設備、その他

現地適正単価による。

第 1 1 その他

調査に当たり、本要領に規定のない事項は、公共土木施設災害復旧事業の取扱いに準じて処理する。

第 1 2 報告

地方厚生（支）局は、調査終了後 1 週間以内にこども家庭庁あてに別紙様式 1 により報告書を提出すること。

第 1 3 採択の保留

本事業の採択にあたり、当該事業が次の 1 及び 2 のいずれかに該当する場合は、採択を保留するものとし、地方厚生（支）局は別紙様式 2 により報告書を提出すること。

1 こども家庭庁と財務局との意見が一致しない場合。

2 調査額が、1 億円以上の場合。

附 則（令和 6 年 5 月 2 8 日こ成事第 4 9 0 号－2、こ支総第 5 2 号－2）

（施行期日）

1 この調査要領は、交付の日から施行する。

（経過措置）

2 この調査要領の施行の日以後に発生した災害における災害復旧に係る調査について適用する。

附 則（令和 7 年 12 月 26 日こ成事第 6 5 0 号－2、こ支総第 3 0 2 号－2）

令和 6 年 5 月 2 8 日以後に発生した災害における災害復旧に係る調査について適用する。

別表 1

施設の種類及び限度額

施設の種類	限度額
「児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱（令和５年７月２０日付成事第３４９号）」（以下「交付要綱」という。）に定める施設 交付要綱に定める施設及び「厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（令和６年６月２１日付会発第０６２１第１号）」別表１の社会福祉施設等を一箇所（同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するもの）で複数運営する施設（以下「複合施設」という。）	交付要綱に定める施設ごとに８００千円 ただし、保育所、幼保連携型認定こども園（※１）及び幼稚園型認定こども園（※２）にあっては３００千円 （※１）学校教育部分及び保育所機能部分を合わせて３００千円とする。 （※２）学校教育部分及び保育実施部分を合わせて３００千円とする。 複合施設ごとに８００千円

別表 2

諸 経 費 率

区 分	率
建 物 新 築 復 旧 建 物 補 修 復 旧 土 地 復 旧	0 % 1 5 % 1 5 %
ただし、保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園及び小規模保育事業所にあつては公共土木施設災害復旧事業費の算定に使用する率による。	
工 作 物 復 旧 設 備 復 旧	1 5 % 0 %

(注) 各事業共工事雑費は計上しないものとする。

調査官		
	財務省	

(県)

(単位:千円)

施設の種類					申 請										調 査 結 果													
No.	施設名	複合施設			建 物			建物 補修 D	工作物 E	土地 F	小計 (C+D+E+F) G	設備 H	合計 (G+H) I	内未成 ・ 内転属 J	差引額 (I-J)	建 物			建物 補修 N	工作物 O	土地 P	小計 (M+N+O+P) Q	設備 R	合計 (Q+R) S	内未成 ・ 内転属 T	差引額 (S-T)		
		該当	同一の複合施設として取扱う施設		全 壊 A	半 壊 B	小 計 (A+B) C									全 壊 K	半 壊 L	小 計 (K+L) M										
			施設名	所管省庁			面積											工事費									面積	工事費
1																												
2																												
計					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

- (注) 1. 施設名は、調査要領別表1に定める「交付要綱に定める施設施設ごと」に記入する。なお、調査要領別表1に定める「複合施設」である場合には、該当欄に「●」と記載し、同一の複合施設として取り扱う施設に係る施設名と所管省庁を記載する。
2. 申請欄・調査結果欄については、調査要領別表1に定める「交付要綱に定める施設施設ごと」の計数を本書きとし、調査要領別表1に定める「複合施設」としての総数を上段()書きとする。
3. 災害査定が完了し工事費が決定された箇所において、復旧工事が完了しない間に同箇所が再度災害復旧事業の対象となる災害を受け、災害が拡大した場合は、前の災害の未着手又は未施行の工事は、新たに生じた災害による災害復旧事業にあわせて一の災害復旧事業として施行する。(※)
- この場合、未着手又は未施行の工事は、その発生年により次のように区分する。ただし、新たな被災部分を復旧するに要する費用が限度額未満の場合には、前災処理(設計変更)となる。

(※)公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第3条第1項

【参考】

- 前の災害と新たな災害の発生年が異なる場合・・・内未成
- 前の災害と新たな災害の発生年が同一の場合・・・内転属

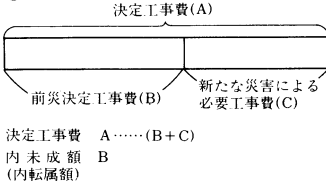
●前災が未着手の場合(図①)

- ・決定工事費(図①(A))・・・申請欄 合計(I)、調査結果欄 合計(S)
- ・前災決定工事費(図①(B))・・・申請欄 内未成・内転属(J)、調査結果欄 内未成・内転属(T)
- ・新たな災害による必要工事費(図①(C))・・・申請欄 差引額(I-J)、調査結果欄 差引額(S-T)

●前災が工事中の場合(図②)

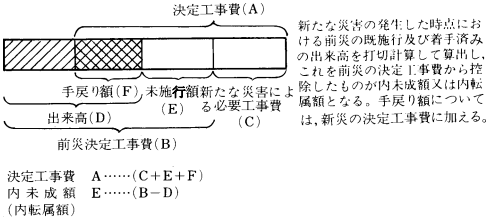
- ・決定工事費(図②(A))・・・申請欄 合計(I)、調査結果欄 合計(S)
- ・未施行額(図②(E))・・・申請欄 内未成・内転属(J)、調査結果欄 内未成・内転属(T)
- ・新たな災害による必要工事費(図②(C))+手戻り額(図②(F))・・・申請欄 差引額(I-J)、調査結果欄 差引額(S-T)

① 前災が未着手の場合



前災部分を含めて1箇所の設計を組み、これに要する工事費が決定工事費となり、前災の決定工事費が内未成額又は内転属額となる。

② 前災が工事中の場合



様式 1 - (1)

こども家庭庁所管補助施設災害復旧費実地調査表(総括表)

(施設名:)

名 称	申 請				調 査 結 果				備 考
	数量	単位	単価	金額	数量	単位	単価	金額	
			円	円			円	円	
計				0				0	

様式 1 - (2)

こども家庭庁所管補助施設災害復旧費実地調査表(個表)

(施設名:)

[illegible]

様式2

こども家庭庁所管補助施設災害復旧費実地調査報告書

令和 年 月 日

都道府県名

設置者名		施設名	施設の所在地		問題点	
施設区分						
	工事概要		金額(千円)			
申請			合計		こども家庭庁意見	
			内未成・内転属			
			差引額	0		
調査結果			合計		財務局意見	
			内未成・内転属			
			差引額	0		
※			合計		※	
			内未成・内転属			
			差引額		0	

- (注) 1. 施設区分欄は、建物、工作物、土地、設備の別を記載すること。
2. 調査結果欄には、資料又は調査不十分のため積算不能の場合は記載する必要はない。
3. 内未成・内転属がある場合は、申請及び調査結果の金額欄にその金額を記載すること。
4. 問題点に対してこども家庭庁及び財務局の意見をそれぞれ順序を配列して対比記載すること。
5. ※欄は空欄にすること。